1 「群馬県食品安全基本計画2020-2024」策定の経過

●県民意見の反映

◆「食品の安全等に関する県民意識調査」

・調査期間 平成30年8月~9月

・調査対象者 2,750名(一般県民、事業者)

•回収 1,361名(49.5%)

◆群馬県食品安全県民会議

◆パブリックコメントにおける意見

・実施期間 令和元年12月17日~令和2年1月15日

• 提出数 5通14件

●群馬県議会

令和元年第2回	「群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例」に基づく計画等一覧表の提出
令和元年第3回後期	計画概要の説明
令和2年第1回	計画策定に係る議決

●群馬県食品安全審議会

平成31年2月 4日	県民意識調査の調査結果報告
令和元年7月 8日	計画素案について意見聴取
9月24日	計画案について書面にて意見聴取
令和2年1月30日	計画案について諮問
2月 7日	計画案について審議、答申

●群馬県食品安全会議

平成31年3月13日	県民意識調査結果報告、計画策定の方向性及びスケジュールの説明
令和元年7月16日	計画素案の説明
10月30日	計画案の説明、協議
令和2年3月18日	群馬県食品安全基本計画2020-2024決定報告

●食品安全基本計画推進担当者会議

平成31年4月24日	計画の施策展開(骨子)、数値目標の検討
令和元年6月19日	計画の素案の検討
9月 5日	数値目標、計画案の検討

2 施策展開体系

テーマ	施策の方向	基本施策		施策展開	新規	主な事業	担当課
			(1)	農薬の適正使用指		講習会等での農薬適正使用指導	技術支援課
			Ľ	導			
						出荷前農産物の残留農薬検査	技術支援課 林業振興課
		 (1)生産者への衛	2	農産物等の安全確		県産農林水産物に対する放射性物質検査の実施	本 本 条 系 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表
		生管理指導		保対策		原木きのこの栽培管理に関する指導	林業振興課
		の実施				菌床きのこの栽培指導	林業振興課
						飼料の適正な製造・使用の検査・指導	畜産課
			3	畜産物・水産物の		動物用医薬品等の取扱指導	畜産課
				安全確保対策		県内産生乳の安全確保対策 養殖水産物の安全確保対策	畜産課 蚕糸園芸課
						食品営業許可施設等監視指導	食品・生活衛生課
				食品営業許可施設		露出陳列するそうざい販売店における監視指導	食品・生活衛生課
			1	等の監視指導	新規	福祉目的の食事提供に対する助言・指導	食品・生活衛生課
		重点			新規	営業届出制度の周知	食品・生活衛生課
			2	給食施設等の監視		「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく監視指導	食品・生活衛生課
		(2)食品営業者等	Ľ	指導		「学校給食衛生管理基準」に基づく巡回指導	健康体育課
		への監視指導 の充実・強化	3	と畜場・食鳥処理 場の監視指導		食肉、食鳥肉の衛生確保の推進	食品・生活衛生課
				健康食品等の監視		健康食品・無承認無許可医薬品に対する監視指導	薬務課
			4	指導	4000	健康食品の栄養成分表示調査	食品・生活衛生課
			-	水道水質管理体制	新規	健康食品による健康被害情報の届出制度の周知	食品・生活衛生課
			5	の充実		水道水質管理体制の推進	食品・生活衛生課
			1	農産物の残留農薬		流通食品の残留農薬検査の実施	食品・生活衛生課
			_	検査の実施		出荷前農産物の残留農薬検査 (再掲) 食品の収去検査の充実	技術支援課 食品·生活衛生課
				流通食品の安全検査の実施		食品の衛生実態調査等の実施	食品・生活衛生課
	1生産から消費		2			健康食品・無承認無許可医薬品に対する監視指導(再掲)	楽務課
	までの安全確 保					食品安全検査センター食品等検査計画策定会議の運営	食品・生活衛生課
IA D o D A	全• 呆	(3)食品安全検査 の充実・強化 (4)輸入食品安全 対策の推進	3	放射性物質検査の		県産農林水産物に対する放射性物質検査	林業振興課 蚕糸園芸課 畜産課
I食品の安全・ 信頼の確保				実施		県内流通食品の安全性の確認	食品・生活衛生課
日小気・フォビア						水道水の安全性の確認	食品・生活衛生課
						学校給食検査設備整備事業	健康体育課
			4	検査体制の充実		法律の改正等に対応した新たな食品検査法の体制整備	食品・生活衛生課
			⑤	食品安全検査の信頼性の確保		食品衛生検査施設の業務管理 (GLP)の実施	食品・生活衛生課
			1	輸入食品検査の実 施		輸入食品検査	食品・生活衛生課
			2	輸入食品に関する 理解促進		輸入食品に関する理解促進事業	食品・生活衛生課
		(5)食物アレルギー 対策の推進	1	アレルゲン検査の 実施		アレルゲン検査	食品・生活衛生課
				食物アレルギーに		食物アレルギーをテーマとしたリスクコミュニケーション 事業	食品・生活衛生課
			2	関する理解促進		学校、保育所等関係者に対する研修の実施	子育て・青少年課 健康体育課
						群馬県食物アレルギー関係課連絡会議の運営	食品・生活衛生課
			(3)	食物アレルギー対		保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)	子育で・青少年課
				策の体制整備		母子健康手帳別冊による食物アレルギー対策の啓発	児童福祉課
						アレルギー疾患の届出状況調査	健康体育課
				施策を推進する人		知識・技術の習得 技術の研鑽と調査研究の推進	食品・生活衛生課食品・生活衛生課
		 (6)人材の育成	(T)	他東を推進する人 材の育成及び調		技術の研鎖と調査研究の推進 畜産GAP及び農場HACCP導入に向けた人材育成	良品・生活関生課 畜産課
				査・研究の推進		学校、保育所等関係者に対する研修の実施(再掲)	子育て・青少年課 健康体育課
			-			食品表示監視指導	食品・生活衛生課
		重点	(1)	適正表示の確認		科学的検査による食品表示内容の確認	食品・生活衛生課
	2食品表示の	(1)食品営業者等		食品営業者等を対象と		食品の適正表示推進者育成講習会の開催	食品・生活衛生課
		への監視指導	2	した食品表示の適正化		適正表示に関する相談対応	食品・生活衛生課
	信頼確保	(2)消費者への		消費者を対象とし		情報紙「ぐんま知っ得食品表示」の発行	食品・生活衛生課
			1	た食品表示の理解		「ググっと役立つ食品表示ガイド (Web版)」等の公開	食品・生活衛生課
		用の啓発		促進		食品表示セミナーの開催	食品・生活衛生課
		(3)人材の育成	1	施策を推進する人 材の育成		知識・技術の習得	食品・生活衛生課

テーマ	施策の方向	基本施策		施策展開	新規	主な事業	担当課
			1	出荷前自主検査の推進		農産物の出荷前自主検査の推進	技術支援課
		(1)農林水産物の	<u></u>	動物用・水産用医薬品		動物用医薬品等の適正使用に関する情報提供	畜産課
		安全確保の		等の適正使用の推進		水産用医薬品等の適正使用に関する情報提供	蚕糸園芸課
		推進	3	放射性物質対策の 推進		原木きのこの栽培管理に関する指導 (再掲)	林業振興課
	1生産者への支	(2)生産段階にお ける自主衛生	1	GAP及び農場HACCP		GAPの普及促進・導入支援	技術支援課
	援・育成	管理の推進		の導入支援		畜産GAP及び農場HACCPの導入支援	畜産課
				農薬の適正使用の		農薬の使用履歴の記帳・保存指導の実施	技術支援課
		(3)農薬の適正使	(1)	指導		農薬適正使用推進員、農薬管理指導士の認定活用	技術支援課
		用の推進	(2)	農薬に関する情報		講習会等での農薬適正使用指導 (再掲)	技術支援課
				提供		農薬情報の提供	技術支援課
		(4)人材の育成	1	生産者の安全確保、 制度理解の推進		農薬適正使用推進員、農薬管理指導士の育成	技術支援課
		重点				HACCPに沿った衛生管理の周知及び導入支援	食品・生活衛生課
			1	自主的な衛生管理		群馬県食品衛生推進員による自主衛生管理の指導	食品・生活衛生課
		(1)製造・加工・	-	の推進		検証としての自主検査の実施	食品・生活衛生課
		流通段階にお ける自主衛生	_			食品衛生優良施設の表彰 中小企業パワーアップ資金融資制度	食品・生活衛生課 商政課
		管理の推進		自主衛生管理推進		食品製造及び衛生管理技術支援	工業振興課
		11111111	2	のための側面的支	新規	福祉目的の食事提供に対する助言・指導(再掲)	食品・生活衛生課
Ⅱ自主的な取組	. =			援		フードバンク活動に対する衛生管理の技術支援	食品・生活衛生課
の推進	2食品営業者等			食品表示の適正化	1,7,7,50	食品表示制度の周知	食品・生活衛生課
	への支援・育 成	重点	(1)	推進	新規	食品表示ナビゲーションの運用	食品・生活衛生課
	190	(2)食品表示の適 正化の推進	2	食品表示の適正化 事業の推進		食品の適正表示推進者育成講習会の開催(再掲)	食品・生活衛生課
						(一社) 群馬県食品衛生協会の指導育成	食品・生活衛生課
		(3)人材の育成				食品衛生責任者の再教育等の実施	食品・生活衛生課
			1	食品営業者等の制		衛生管理責任者等の資質向上対策	食品・生活衛生課
				度理解の促進		食品衛生推進員の資質向上対策	食品・生活衛生課
						食品衛生功労者の表彰	食品・生活衛生課
				A 1 + 2 P + 47 , BB L		食品の適正表示推進者育成講習会の開催(再掲)	食品・生活衛生課
			@	食中毒予防等に関す る知識習得の支援		出前なんでも講座	食品・生活衛生課
				食育を通じた消費		食品衛生普及啓発事業 ぐんま食育応援企業の活用	食品・生活衛生課 保健予防課
				者教育の推進		健康情報ステーションによる健康情報の提供	保健予防課
	3消費者への支援			L WH WILE		インターネットによる情報提供の充実	食品・生活衛生課
		(1)消費者の正し				食に関する相談窓口の運営	食品・生活衛生課
		い知識習得		食の安全に関する		情報紙「ぐんま食の安全情報」の発行	食品・生活衛生課
		への支援	3	情報利用の促進		情報紙「ぐんま知っ得食品表示」の発行(再掲)	食品・生活衛生課
						「ググっと役立つ食品表示ガイド (Web版)」等の公開 (再掲)	食品・生活衛生課
					新規	食品表示ナビゲーションの運用 (再掲)	食品・生活衛生課
			4	健康食品等に関する正 しい知識習得の支援		薬剤師による健康食品等の適正使用の推進	薬務課
						インターネットによる情報提供の充実(再掲)	食品・生活衛生課
				迅速でわかりやす		食品安全検査結果等の公表	食品・生活衛生課
		(1) 4 6 7 4	1	い情報の提供		食品等のリコール情報の報告制度等の情報発信	食品・生活衛生課
		(1)食の安全に関 する情報発信				水道水質管理計画に基づく水質検査の公表 「ググっと役立つ食品表示ガイド(Web版) 等の公開(再掲)	食品・生活衛生課食品・生活衛生課
		の充実	\vdash			食の安全に関する情報紙等の発行	食品・生活衛生課
	1リスクコミュ			食の安全に関する		様々な機会・手法によるリスクコミュニケーションの推進	食品・生活衛生課
Ⅲ安心の提供	ニケーション		2	正しい知識の普及		食品表示セミナーの開催(再掲)	食品・生活衛生課
	の推進			啓発	新規	外国人向けの食の安全に関する多言語の情報発信	食品・生活衛生課
		(0))// # + '' - '				群馬県食品安全県民会議の運営	食品・生活衛生課
		(2)消費者·生産 者·食品営業	1	リスクコミュニケー		様々な機会・手法によるリスクコミュニケーションの推進(再掲)	食品・生活衛生課
		右・艮品呂果 者・行政等の		ション事業の推進		食品表示セミナーの開催 (再掲)	食品・生活衛生課
		相互理解の促	L			「ぐんま食の安全・安心県民ネットワーク」との協働	食品・生活衛生課
		進	2	関係者間の交流事		食の現場公開事業	食品・生活衛生課
			Ĺ	業の推進		食の安全理解促進事業	食品・生活衛生課
				緊急時の安全確保		関係部局との緊急会議の開催	食品・生活衛生課金のより
		重点		米忌吋の女王唯保		食品安全緊急調査 緊急情報の発信	食品・生活衛生課 関係各課
	1危機管理体		-			緊急情報の発信 国及び他自治体との連携・協力	食品・生活衛生課
応の充実	制・対応の充実	の充実	2	関係機関との連携		県内保健所設置市(中核市)との連携・協力	食品・生活衛生課
//UV //UX							
//UV2705		 (2)食品営業者等の危	1	危機管理対応の充		食品営業者等の危機管理対応の啓発、助言	食品・生活衛生課

3 群馬県食品安全基本条例

Y平成16年3月24日 X群馬県条例第7号

目 次

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 食品等の安全性の確保に関する基本的施策(第7条―第16条)

第3章 施策の申出(第17条)

第4章 群馬県食品安全審議会(第18条)

第5章 補則(第19条・第20条)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食品の安全性及び食品の飲食に係る食品関連物資の安全性(以下「食品等の安全性」という。)の確保に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、食品等の安全性の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「食品」とは、すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。
- 2 この条例において「食品関連物資」とは、添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第 4条第2項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第4項に規定する器具をいう。)及び容器 包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)並びに肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物 用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
- 3 この条例において「食品等」とは、食品及び食品関連物資をいう。
- 4 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体又は個人であって、食品等の生産、採取、加工、調理、輸出、輸入、貯蔵、運搬、販売又は使用(以下「供給」という。)を業とするものをいう。
- 5 この条例において「食品表示」とは、食品の品質、規格その他の内容に関する表示をいう。(基本理念)
- 第3条 食品等の安全性の確保に関する施策は、食品等の供給及び食品の消費のすべての過程を 通じて消費者の健康を保護することを最も重視するとともに、消費者と事業者との信頼関係の 確立と保持に資することを旨として、科学的知見及び総合的な行政の視点に立脚して行われな ければならない。

2 消費者と事業者との信頼関係は、適正な食品表示が確保されるとともに、県民、消費者、事業者、県その他の関係者が相互に情報及び意見を交換することによって確立され、保持されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品等の安全 性の確保のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その供給を行う食品等の安全性の確保について第一義的な責任を有していることを認識し、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止、正確かつ適切な情報の提供等必要な措置を講ずるとともに、食品等の安全性の確保に関する県の施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、食品生産技術の進歩及び経済社会の発展等に応じ、自らすすんで食品等の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、合理的な消費行動に努めることによって、消費者の消費生活の安定及び向上に寄与するよう努めるものとする。

第2章 食品等の安全性の確保に関する基本的施策

(財政上の措置等)

第7条 県は、食品等の安全性の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(法令の解釈等)

- 第8条 県は、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念にのっとり、関係法令等(食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関わるすべての法令、条例、規則、規程等をいう。以下同じ。)を解釈し、運用するものとする。
- 2 県は、関係法令等を所管し、又はこれに関連する事務若しくは事業を行う県の各機関が常に 緊密な連絡を保ちつつ相互に施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

(飲食に起因する危険性への対応等)

- 第9条 県は、飲食に起因して発生する危険性に統一的かつ効果的な対応をし、並びに、県民、 消費者、事業者、県その他の関係者相互間での当該危険性に関する情報及び意見の交換を促進 するための仕組みの整備に努めるものとする。
- 2 県は、飲食に起因する衛生上の重大な危害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備に努めるものとする。

(検査等の体制の整備)

第10条 県は、食品等の安全性の確保及びこれに関する調査研究その他の施策を適正に実施す

るために必要な検査、監視及び試験研究の体制の整備に努めるものとする。

(適正な食品表示の確保)

第11条 県は、食品表示が食品等の安全性の確保と密接不可分な関わりを有していることにかんがみ、食品表示に係る諸制度の総合的な運用その他の適正な食品表示の確保のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

(消費者団体及び事業者等の団体との協働)

第12条 県は、食品等の安全性の確保に関わりのある消費者の団体又は事業者等の団体と協働して、施策の推進を図るよう努めるものとする。

(他の都道府県等との連携協力)

第13条 県は、食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関し、他の都道府県その他の地方公共団体との情報及び意見の交換その他の連携協力に努めるものとする。

(国への協力要請等)

第14条 県は、県民の意向及び前二条の取組を踏まえた施策を効果的に推進するため、国に対し、 必要な協力を求めるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(食品に関する知識の普及と情報の提供の推進)

第15条 県は、県民の食品への関心を高めることに資するため、食品等の安全性、食品表示、地域の食文化その他の食品に関する教育及び学習の機会の提供等を通じて、食品に関する知識の普及と情報の提供を推進するよう努めるものとする。

(基本計画)

- 第16条 知事は、食品等の安全性の確保に関する県の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 当該施策の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ群馬県食品安全審議会の意見を聴か なければならない。
- 3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 施策の申出

(施策の申出)

- 第17条 次に掲げるものは、実施機関(知事及び教育委員会をいう。以下同じ。)に対し、食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る当該実施機関の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう申出(以下「施策の申出」という。)をすることができる。
 - 一 県内に住所を有する者
 - 二 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

- 2 施策の申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した申出書(以下「施策申出書」という。)を実施機関に提出しなければならない。
 - 一 施策の申出をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在 地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - 二 施策の申出の趣旨及び理由
 - 三 施策の申出の端緒となった事案
 - 四 施策の申出の年月日
 - 五 その他実施機関が定める事項
- 3 実施機関は、施策申出書が提出されたときは、速やかに必要な調査を行った上、当該施策の申出に対する処理を行い、施策の申出をしたもの(以下「申出者」という。)に対し、当該処理の内容(施策の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。以下同じ。)を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の処理を行うに当たり、施策の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、あらかじめ群馬県食品安全審議会の意見を聴かなければならない。ただし、人の生命 又は健康に対する危害の発生を防止するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により施策の申出に対する処理を行ったときは、実施機関は、これを次の群馬県食品安全審議会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、第3項の規定により通知を行った後、速やかに当該施策の申出の趣旨及びその 処理の内容等を公表するものとする。
- 7 実施機関は、施策の申出の取扱いに際しては、申出者等の個人情報の保護に配慮するものとする。
- 8 施策の申出をしようとするものは、この条の制度を濫用してはならず、公益を図る目的でこれを利用する責任を負うものとする。

第4章 群馬県食品安全審議会

(群馬県食品安全審議会)

- 第18条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、群馬県食品安全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、食品等の安全性の確保に関する重要事項を調査審議 するとともに、実施機関に建議することができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(運用状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。ただし、第17条の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(群馬県食品衛生条例の一部改正)

2 群馬県食品衛生条例(昭和44年群馬県条例第17号)の一部を次のように改正する。 第1条中「公衆衛生の向上及び増進に寄与する|を「もつて県民の健康の保護を図る|に改める。

附 則(平成26年10月17日条例第66号) この条例は、平成26年11月25日から施行する。

4 群馬県食品安全審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県食品安全基本条例(平成16年群馬県条例第7号)第18条第5項の 規定に基づき、群馬県食品安全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要 な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 審議会に会長を置き、審議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会への出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(特別委員)

- 第4条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

- 第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 第2条第3項及び第3条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則は、平成19年11月1日から施行する。

5 群馬県食品安全会議設置運営要綱

(趣旨)

第1 群馬県食品安全基本条例(平成16年群馬県条例第7号。以下「条例」という。)第8条第 2項の規定に基づき、群馬県食品安全会議(以下「安全会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 安全会議は、食品安全行政の円滑な推進に関する重要事項の調査、検討を行う。 (構成)

第3 安全会議は、議長、議長代行、座長及び委員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる者 をもって充てる。

(会議の開催等)

- 第4 会議は、議長の指示を受け座長が招集し、主宰する。但し、危機管理に関する重要案件以 外の場合は、議長の指示を受けることなく、座長が直接招集し、主宰することができる。
- 2 議長は必要があると認めるときは、学識経験者等、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 議長代行は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代行する。 (検討部会)
- 第5 安全会議に、特定事案の調査、検討を行うための部会(以下「検討部会」という。)を設置することができる。
- 2 検討部会は、座長が招集し、主宰する。
- 3 座長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 (庶務)
- 第6 安全会議及び検討部会の庶務は、食品・生活衛生課において処理する。 (その他)
- 第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 群馬県食品安全会議運営要綱(平成14年7月29日施行)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日)

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

食品安全会議構成員

役 職 構 成 員 議長代行 副 知 事 座 長 健康福祉部長 委 員 危機管理室長 消費生活課長 子育て・青少年課長 児童福祉課長 健康福祉課長 保健予防課長 薬務課長 食品・生活衛生課長 環境保全課長 林業振興課きのご普及室長 技術支援課長 蚕糸園芸課長 ぐんまプランド推進課長 畜産課長 商政課長 工業振興課長 水道課長	及四女王云磁悟队只	
議長代行 副 知 事 座 長 健康福祉部長 意 員 危機管理室長 消費生活課長 子育て・青少年課長 児童福祉課長 健康福祉課長 保健予防課長 薬務課長 食品・生活衛生課長 環境保全課長 林業振興課きのこ普及室長 技術支援課長 査糸園芸課長 ぐんまブランド推進課長 畜産課長 商政課長 工業振興課長 工業振興課長	役 職	構成員
座 長 健康福祉部長 委員 危機管理室長 消費生活課長 子育て・青少年課長 児童福祉課長 健康福祉課長 保健予防課長 薬務課長 食品・生活衛生課長 環境保全課長 林業振興課きのこ普及室長 技術支援課長 蚕糸園芸課長 ぐんまブランド推進課長 畜産課長 商政課長 工業振興課長 工業振興課長	議長	知 事
委員危機管理室長 消費生活課長子育で・青少年課長児童福祉課長健康福祉課長保健予防課長薬務課長食品・生活衛生課長環境保全課長林業振興課きのご普及室長技術支援課長蚕糸園芸課長ぐんまブランド推進課長畜産課長商政課長工業振興課長	議長代行	副 知 事
消費生活課長	座 長	健康福祉部長
子育て・青少年課長児童福祉課長健康福祉課長保健予防課長薬務課長食品・生活衛生課長環境保全課長林業振興課きのご普及室長技術支援課長蚕糸園芸課長ぐんまブランド推進課長畜産課長商政課長工業振興課長	委員	危機管理室長
児童福祉課長健康福祉課長保健予防課長薬務課長食品・生活衛生課長環境保全課長林業振興課きのこ普及室長技術支援課長蚕糸園芸課長ぐんまブランド推進課長畜産課長商政課長工業振興課長		消費生活課長
健康福祉課長 保健予防課長 薬務課長 食品・生活衛生課長 環境保全課長 林業振興課きのこ普及室長 技術支援課長 蚕糸園芸課長 でんまブランド推進課長 畜産課長 商政課長 高政課長 工業振興課長		子育て・青少年課長
保健予防課長薬務課長食品・生活衛生課長環境保全課長林業振興課きのこ普及室長技術支援課長蚕糸園芸課長ぐんまブランド推進課長畜産課長商政課長工業振興課長		児童福祉課長
薬務課長食品・生活衛生課長環境保全課長林業振興課きのこ普及室長技術支援課長蚕糸園芸課長ぐんまブランド推進課長畜産課長商政課長工業振興課長		健康福祉課長
食品・生活衛生課長環境保全課長林業振興課きのこ普及室長技術支援課長蚕糸園芸課長ぐんまブランド推進課長畜産課長商政課長工業振興課長		保健予防課長
環境保全課長		薬務課長
林業振興課きのご普及室長技術支援課長蚕糸園芸課長ぐんまブランド推進課長畜産課長商政課長工業振興課長		食品・生活衛生課長
技術支援課長 蚕糸園芸課長 ぐんまブランド推進課長 畜産課長 商政課長 工業振興課長		環境保全課長
蚕糸園芸課長ぐんまブランド推進課長畜産課長商政課長工業振興課長		林業振興課きのこ普及室長
ぐんまブランド推進課長 畜産課長 商政課長 工業振興課長		技術支援課長
畜産課長 商政課長 工業振興課長		蚕糸園芸課長
商政課長 工業振興課長		ぐんまブランド推進課長
工業振興課長		畜産課長
		商政課長
水道課長		工業振興課長
		水道課長
健康体育課長		健康体育課長

6 群馬県食品安全県民会議設置運営要綱

(趣 旨)

第1 群馬県食品安全基本条例 (平成16年群馬県条例第7号。以下「条例」という。) 第9条第1項の規定に基づき、県民、消費者、事業者、県その他の関係者相互間での、飲食に起因して発生する危険性に関する情報・意見の積極的な交換を行うため、群馬県食品安全県民会議(以下「県民会議」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2 県民会議は、関係者相互間での、飲食に起因して発生する危険性に関する情報・意見の積極的な交換を行う。

(構成)

第3 県民会議は、消費者、食品の生産者、流通業者、学識経験者など優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する委員で構成する。ただし、県職員にあっては、群馬県食品安全会議設置運営要綱(平成16年4月1日施行)第3に規定する食品安全会議委員のうちから、知事が指定する。

(任期)

第4 県民会議の委員の任期は、2年間とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任することを妨げない。

(座長)

- 第5 県民会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催等)

- 第6 県民会議は、知事が招集し、座長が主宰する。
- 2 座長は必要があると認めるときは、学識経験者等、委員以外の者に会議への出席を要請し、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7 県民会議の庶務は、健康福祉部食品・生活衛生課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が県民会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成16年4月30日から施行する。
- 2 群馬県食品安全県民会議運営要領(平成14年7月29日施行)は廃止する。

附則

- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年1月11日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

7 食品の安全等に関する県民意識調査結果(要約版)

1 調査の概要

(1) 目的

群馬県食品安全基本計画が平成31年度末に終期を迎えることから、新計画の基本構想策定等に活用することを目的に、食の安全に関する県民意識を把握し、県政推進の基礎資料とするため、 県民意識調査を実施した。

(2) 対象者

- ① 一般県民(18歳以上の男女)2,000人
- ② 食品関係事業者

•第一次産業事業者 250事業者

·第二次産業事業者 250事業者

•第三次産業事業者 250事業者

(3) 対象者抽出方法

①一般県民・・・・・層化抽出法により選挙人名簿抄本から無作為抽出

②食品関係事業者・・・一次・二次・三次産業ごとに無作為抽出

(4) 回収状況

	一般県民	一次産業	二次産業	三次産業	計
対象数	2,000	250	250	250	2,750
回収数	1,016	103	132	110	1,361
回収率	50.8%	41.2%	52.8%	44.0%	49.5%

(5) 調査方法

①一般県民・・・・・郵送法(督促状送付1回)

②食品関係事業者・・・郵送法(督促状送付1回)

(6)調査期間

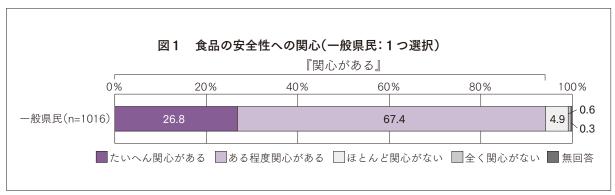
平成30年8月20日(月)~9月3日(月)

2 食品の安全に関する結果概要

(1) 食品の安全性への関心 【一般県民】

◆食品の安全性について関心がある人は約9割

食品の安全性について、「たいへん関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』人の割合は94.2%となっている。



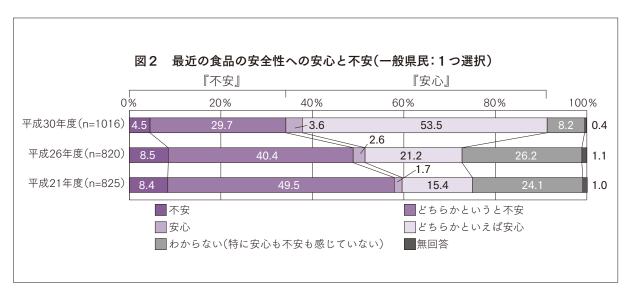
「n」は各設問に該当する総回答数

(2) 最近の食品の安全性への安心と不安 【一般県民】

◆食品の安全性に不安を感じている人は約3割、過去の調査に比べ減少している

「最近の食品の安全性について感じていること」について過去2回の調査と比較すると、「不安」と「どちらかというと不安」を合わせた『不安』とした人の割合は、21年度が57.9%、26年度が48.9%、30年度が34.2%と減少している。

一方、「安心」と「どちらかといえば安心」を合わせた『安心』とした人の割合は、21年度が17.1%、26年度が23.8%、30年度が57.1%と増加している。

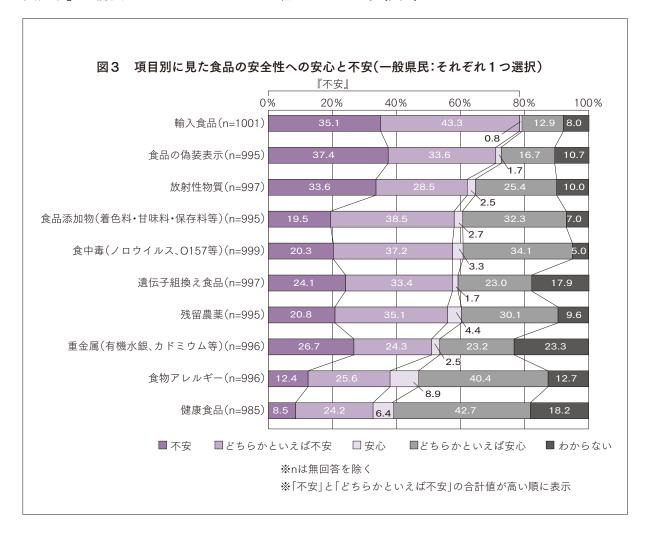


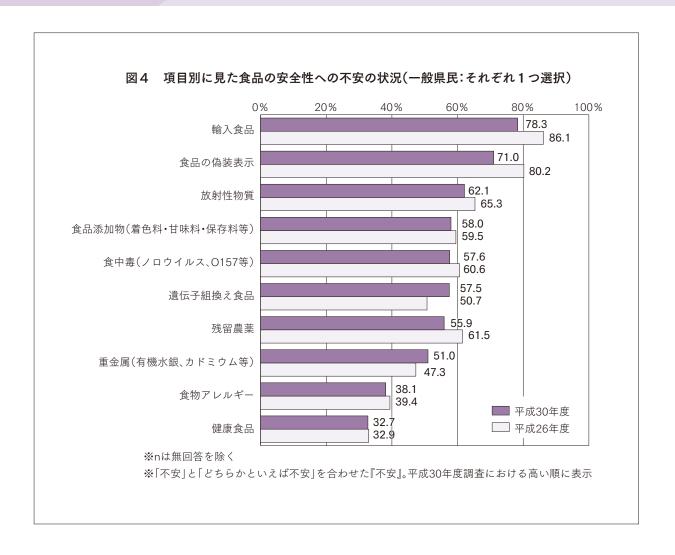
(3) 項目別に見た食品の安全性への不安 【一般県民】

◆前回に比べ、ほとんどの項目で「不安」を感じている人が減少

前述の(2)「最近の食品の安全性への安心と不安」について「不安」と「どちらかといえば不安」を合わせた『不安』とした人の割合を項目別に見ると、最も高いのは「輸入食品」78.4%で、次いで「食品の偽装表示」71.0%、「放射性物質」62.1%の順となっている。(図3)

前回と比較すると、ほとんどの項目で『不安』とした人の割合は減少しており、特に「食品の偽装表示」は前回の80.2%から9.2ポイント低くなっている。(図4)





(4) 項目別に見た「食品の安全性への不安」の理由 【一般県民】

◆「食品の安全性への不安」の理由は項目により異なっている

前述の「(3) 項目別に見た食品の安全性への不安」の理由を項目別に見ると、「食中毒」は「食の安全に関する事件・事故が発生しているから」とした人の割合が50.3%で最も高くなっているが、「残留農薬」(32.7%)、「食品の偽装表示」(30.3%)、「輸入食品」(29.6%)の3項目は、「生産者や事業者の法令遵守や衛生管理が不安だから」が最も高くなっている。

また、「遺伝子組換え食品」(28.3%)、「健康食品」(27.3%)、「食品添加物」(24.8%)、「放射性物質」(21.8%)の4項目は、「食品の安全性に関する科学的根拠に不安があるから」が最も高く、「食物アレルギー」(32.2%)、「重金属」(26.8%)は「食品の安全性に関する自分の知識が不足しているから」が最も高くなっており、「食品の安全性への不安」の理由は項目によって異なっている。

表1 項目別に見た「食品の安全性への不安」の理由(一般県民:2つまで選択)

	ば不安」を合わせた『不安』	n	分だから、この規制が不十法律、条例などの規制が不十	不十分だから	衛生管理が不安だから生産者や事業者の法令遵守や	が発生しているから食の安全に関する事件・事故	供が不十分だから食品の安全性に関する情報提	根拠に不安があるから食品の安全性に関する科学的	知識が不足しているから食品の安全性に関する自分の	その他	無回答
輸入食品	78.3	784	14.9	20.2	29.6	18.4	17.0	5.5	13.6	2.0	21.9
食品の偽装表示	71.0	706	13.2	27.5	30.3	27.1	8.2	3.7	6.8	0.8	22.4
放射性物質	62.1	619	11.8	18.3	8.4	5.8	20.2	21.8	19.5	3.2	25.4
食品添加物 (着色料・甘味料・ 保存料等)	58.0	577	11.6	11.3	14.9	5.7	19.2	24.8	24.4	2.1	23.9
食中毒(ノロウイルス、O157等)	57.5	575	2.4	11.1	34.3	50.3	9.2	2.4	13.4	3.5	19.5
遺伝子組換え食品	57.5	573	11.3	10.1	11.5	3.8	19.7	28.3	26.9	1.0	23.9
残留農薬	55.9	556	11.2	16.2	32.7	7.9	16.9	9.9	16.0	1.8	23.9
重金属(有機水銀、カドミウム等)	51.0	508	9.3	16.3	12.6	10.0	17.9	15.9	26.8	1.8	25.2
食物アレルギー	38.0	379	3.4	5.5	7.7	17.2	20.1	8.7	32.2	4.5	30.1
健康食品	32.7	322	10.6	16.5	12.1	10.9	16.8	27.3	18.3	1.2	26.4

※単位:%

[※]各項目における最も高い値を濃色、次いで高い値(20%以上)を淡色網掛け表示

^{※「}不安」と「どちらかといえば不安」を合わせた『不安』の高い順に表示

(5) 県に望む施策の重要性 【一般県民・一次産業・二次産業・三次産業】

◆一般県民は「食中毒対策」、「輸入食品の安全性確保」など、多くの施策を重要と回答

一般県民の「食の安全・安心を確保するために県に望む施策の重要性」について施策別に比較すると、「大変重要である」と「重要である」を合わせた『重要性』は、「食中毒対策」とした人の割合が97.1%で最も高く、次いで「輸入食品の安全性確保」が96.0%、「農薬の適正使用・残留農薬の基準遵守」が95.4%など、上位9項目がいずれも90%以上となっている。

前回と比較すると、前回3位であった「食中毒対策」が1位となっている。各施策とも『重要性』の割合が前回と同程度もしくは増加しており、特に「食品表示の適正化・理解促進」、「トレーサビリティの推進」、「健康食品の安全性確保」、「消費者への情報提供・リスクコミュニケーションの促進」の4項目は10ポイント以上高くなっている。

また、前述の「(3) 項目別に見た食品の安全性への不安」の結果と比較すると、『不安』とした 人の割合が最も高かった「輸入食品」は、『重要性』も高くなっているが、それ以外の項目は、『不安』 の割合と県に望む施策の『重要性』との関連は見られない。

表2 食品の安全への『不安』と食品の安全・安心確保のため県に望む施策の『重要性』

(一般県民: それぞれ1つ選択)

	平成30年度							
順位	項目	『不安』 (%)						
1	輸入食品	78.3						
2	食品の偽装表示	71.0						
3	放射性物質	62.1						
4	食品添加物	58.0						
5	食中毒	57.6						
6	遺伝子組換え食品	57.5						
7	残留農薬	55.9						
8	重金属	51.0						
9	食物アレルギー	38.1						
10	健康食品	32.7						

	平成30年度			平成26年	F度
順位	項目	『重要性』 (%)	増減	『重要性』 (%)	順位
1	食中毒対策	97.1	↑	92.9	3
2	輸入食品の安全性確保	96.0	←	96.0	1
3	農薬の適正使用・残留農薬基 準の遵守	95.4	↑	94.5	2
4	生産者・食品事業者の自主衛 生管理の推進	94.9	1	92.9	4
5	食品検査体制の充実	94.3	1	92.8	5
6	食品添加物の適正使用・基準 の遵守	93.3	↑	90.4	6
7	重金属に関する食品の安全性 確保	90.9	↑	89.6	8
8	食品中の放射性物質対策	90.9	1	90.3	7
9	食品表示の適正化・理解促進	90.1	$\uparrow \uparrow$	78.1	11
10	遺伝子組換え食品の安全性確保	87.5	1	79.9	9
11	食物アレルギーに関する理解 促進	87.3	1	79.9	10
12	トレーサビリティの推進	86.5	$\uparrow \uparrow$	66.1	14
13	健康食品の安全性確保	84.0	$\uparrow \uparrow$	69.4	13
14	消費者への情報提供・リスクコ ミュニケーションの促進	83.2	$\uparrow \uparrow$	72.1	12

※『不安』:「不安」と「どちらかといえば不安」を合わせたもの。

『重要性』:「大変重要である」と「重要である」を合わせたもの

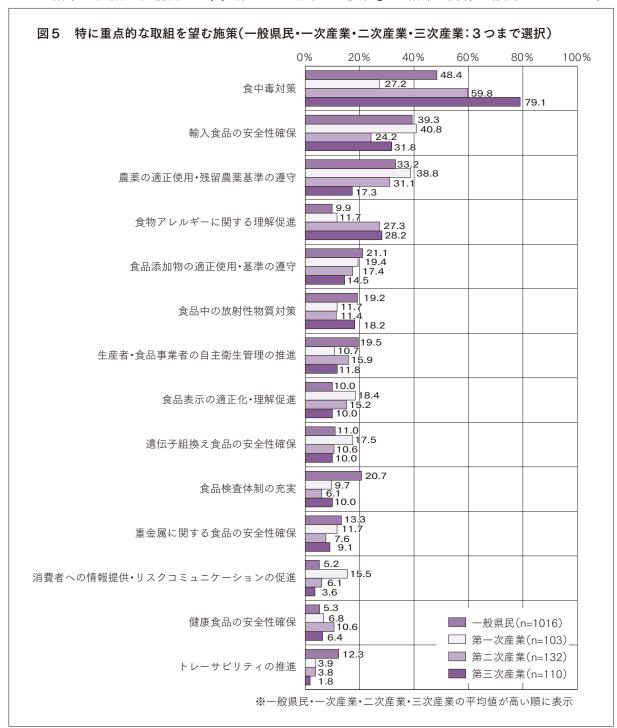
※増減における「↑↑」は、平成26年度から『重要性』が10ポイント以上高くなったもの

(6) 特に重点的な取組を望む施策 【一般県民・一次産業・二次産業・三次産業】

◆特に重点的な取組を望む施策は「食中毒対策」、「輸入食品の安全確保」、「農薬の適正使用・残留 農薬基準の遵守」

「県に対して特に重点的な取組を望む施策」の上位は、一般県民、各産業ともに「食中毒対策」、「輸入食品の安全確保」、「農薬の適正使用・残留農薬基準の遵守」となっている。また、二次産業・三次産業は「食物アレルギーに関する理解促進」も高くなっている。

この結果は、概ね、前述の「(5) 県に望む施策の重要性」の結果と同様の傾向となっている。

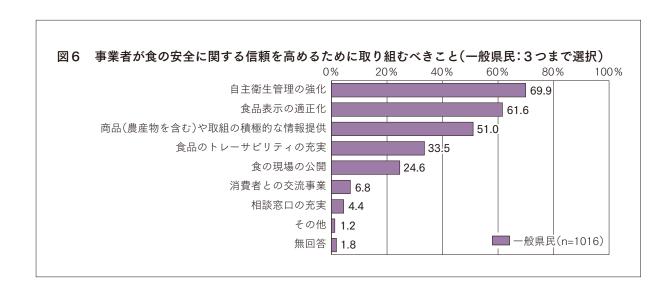


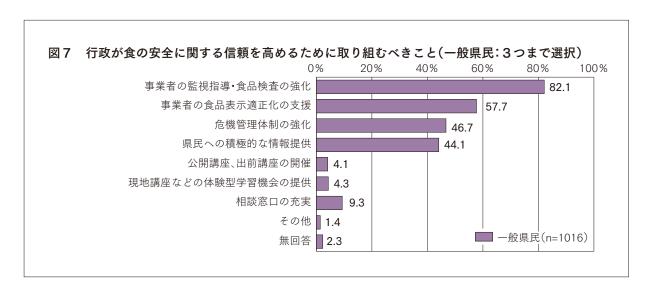
(7) 事業者、行政が食の安全に関する信頼を高めるために取り組むべきこと 【一般県民】

◆事業者は「自主衛生管理の強化」、行政は「監督指導・食品検査の強化」に取り組むべき

「食の安全に関する信頼を高めるために事業者(生産者・食品事業者)が取り組むべきこと」については、「自主衛生管理の強化」とした人の割合が69.9%で最も高く、次いで「食品表示の適正化」が61.6%、「商品(農産物を含む)や取組の積極的な情報提供しが51.0%となっている。

「行政が取り組むべきこと」については、「事業者の監視指導・食品検査の強化」とした人の割合が82.1%で最も高く、次いで「事業者の食品表示適正化の支援」が57.7%、「危機管理体制の強化」が46.7%、「県民への積極的な情報提供」が44.1%となっている。





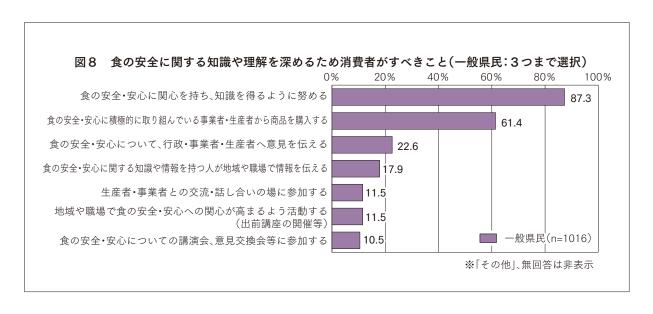
(8) 食の安全を理解するために消費者がすべきこと・消費者に望むこと

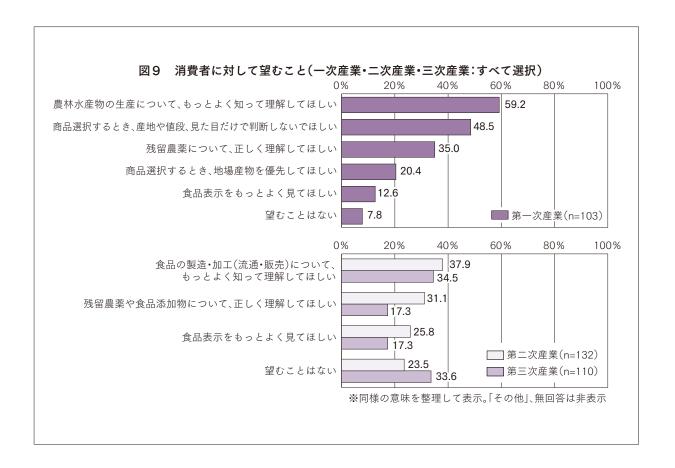
【一般県民・一次産業・二次産業・三次産業】

◆一般県民の「消費者がすべきこと」と各産業の「消費者に望むこと」の方向性が一致

一般県民の調査で、食の安全を理解するために「消費者がすべきこと」は、「食の安全・安心に 関心を持ち、知識を得るように努める」とした人の割合が87.3%で最も高くなっている。(図8)

一方、各産業の調査で「消費者に対して望むこと」は、一次産業は「農林水産物の生産について、もっとよく知って理解してほしい」の割合が59.2%で最も高く、二次産業では、「食品の製造・加工についてもっとよく知って理解してほしい」が37.9%で最も高く、三次産業では、「食品の流通・販売についてもっとよく知って理解してほしい」が34.5%で最も高くなっており、「消費者がすべきこと」と事業者が「消費者に望むこと」の方向性は一致している。(図9)。





<各対象者の主な特徴>

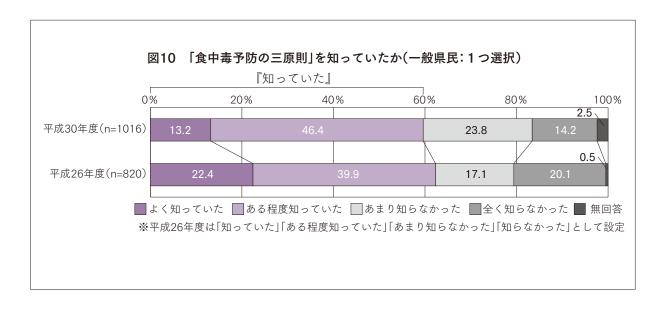
- ◆一般県民…「食の安全・安心に関心を持ち、知識を得るように努める」、「食の安全・安心に積極的に取り組んでいる事業者・生産者から商品を購入する」の2項目が高い
- ◆一次産業…「農林水産物の生産について、もっとよく知って理解してほしい」が高い
- ◆二次産業…特に高い項目は見られないが、その中で「食品の製造・加工について、もっとよく知って理解してほしい」が最も高い
- ◆三次産業…特に高い項目は見られないが、その中で「食品の流通・販売について、もっとよく知って理解してほしい」、「望むこととはない」の2項目が同程度に高い

3 主な調査結果

(1) 食中毒予防について 【一般県民】

◆一般県民の「食中毒予防の三原則」の認知度は、約6割

「食中毒予防の三原則」について、「よく知っていた」と「ある程度知っていた」を合わせた『知っていた』とした人の割合(認知度)は59.6%で、前回の結果62.3%と比較して、若干低いが、ほぼ同程度となっている。



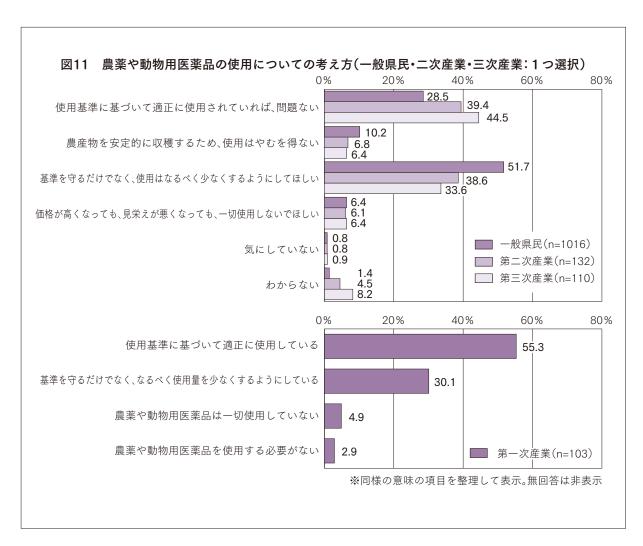
(2) 農薬や動物用医薬品の使用について 【一般県民・一次産業・二次産業・三次産業】

◆農薬や動物用医薬品の使用を一般県民は「なるべく少なく」、二次・三次産業は「適正に使用されていれば、問題ない」と考える割合が高い

「農薬や動物用医薬品の使用」について、一般県民は「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしてほしい」とした人の割合が51.7%で最も高く、次いで「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」が28.5%となっている。

二次産業は「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」39.4%と「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしてほしい」38.8%が同程度に高くなっている。三次産業は「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」が44.5%で最も高く、次いで「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしてほしい」が33.6%となっている。

また、一次産業の「農薬や動物用医薬品の使用状況」は、「使用基準に基づいて適正に使用している」の割合が55.3%で最も高く、次いで「基準を守るだけでなく、なるべく使用量を少なくするようにしている」が30.1%となっている。



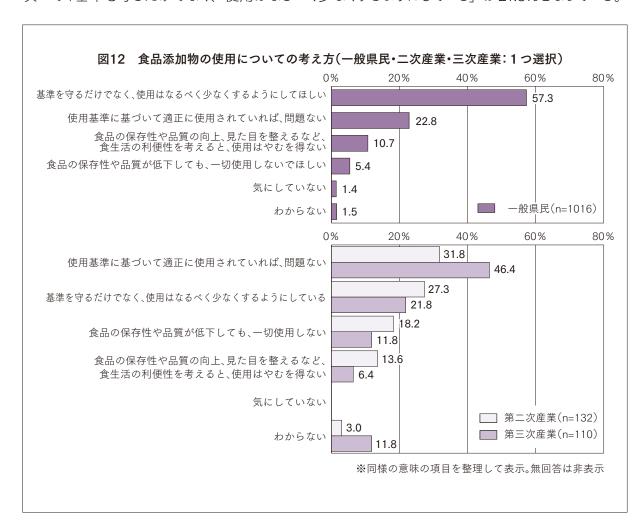
(3) 食品添加物の使用について 【一般県民・二次産業・三次産業】

◆食品添加物の使用を一般県民は「なるべく少なく」、二次・三次産業は「適正使用なら問題ない」 と考える割合が高い

「食品添加物の使用」について、一般県民は「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしてほしい」とした人の割合が57.3%で最も高く、次いで「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」が22.8%となっている。

二次産業は「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」とした事業者の割合が 31.8%で最も高く、次いで「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしている」が 27.3%となっている。

三次産業は「使用基準に基づいて適正に使用されていれば、問題ない」が46.4%で最も高く、次いで「基準を守るだけでなく、使用はなるべく少なくするようにしている」が21.8%となっている。

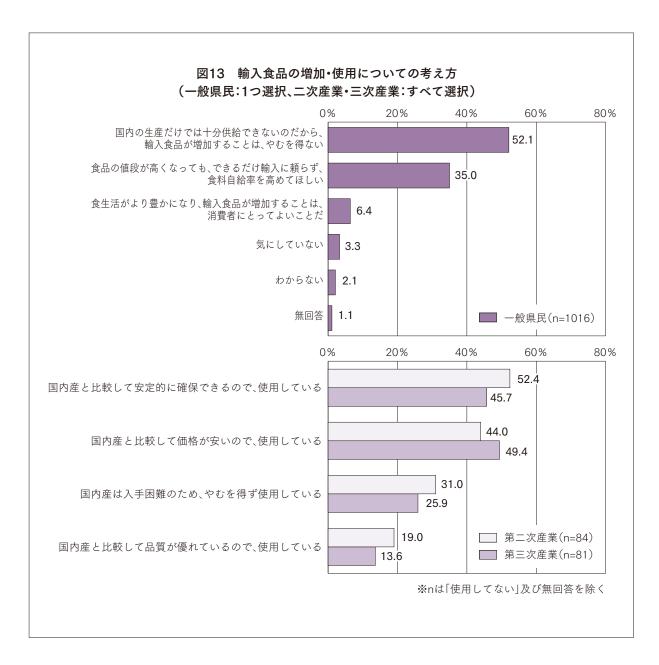


(4) 輸入食品の増加・使用について 【一般県民・二次産業・三次産業】

◆「輸入食品の増加は需要と供給上やむを得ない」と考える一般県民が約5割、「安定的に確保できる」及び「価格が安い」ことが理由で輸入食品を使用している二次・三次産業が約5割

「輸入食品が増加していること」について、一般県民は「国内の生産だけでは十分供給できないのだから、輸入食品が増加することは、やむを得ない」とした人の割合が52.1%で最も高く、次いで「食品の値段が高くなっても、できるだけ輸入に頼らず、食料自給率を高めてほしい」35.0%となっている。

一方、「輸入食品を原材料として使用している」理由について、二次産業は「国内産と比較して安定的に確保できているので、使用している」とした事業者の割合が52.4%で最も高く、次いで「国内産と比較して価格が安いので、使用している」が44.0%となっている。三次産業は「国内産と比較して価格が安いので、使用している」が49.4%で最も高く、次いで「国内産と比較して安定的に確保できているので、使用している」が45.7%となっている。



(5) リスクコミュニケーションについて 【一般県民】

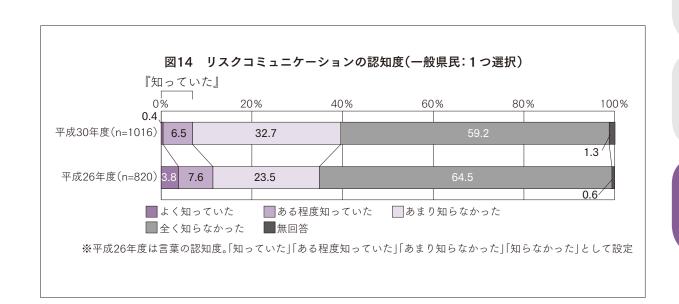
◆リスクコミュニケーションの認知度は約1割

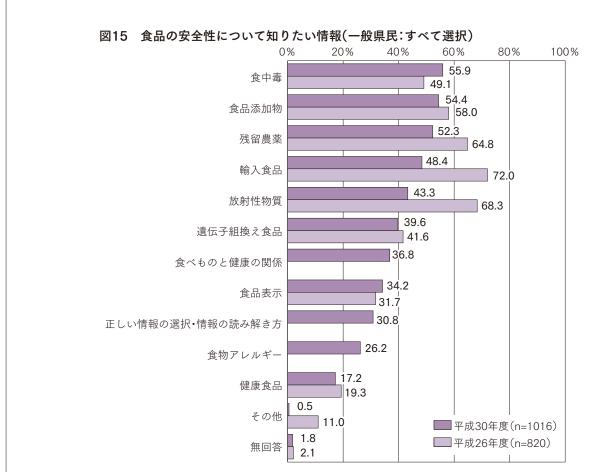
◆知りたい情報は、「食中毒」が約6割、「食品添加物」、「残留農薬」が約5割

前回、「リスクコミュニケーションという言葉を知っているか」を調査した結果、「よく知っていた」と「ある程度知っていた」を合わせた言葉の認知度は11.4%であった。今回、「リスクコミュニケーションの意味を知っているか」を調査した結果、「よく知っていた」と「ある程度知っていた」を合わせた『知っていた』とした人の割合(認知度)は6.9%となっている。(図14)

また、食品の安全性について知りたい情報については、「食中毒」とした人の割合が55.9%で最も高く、次いで「食品添加物」54.4%、「残留農薬」52.3%となっている。

前回と共通する選択肢を比較すると、「輸入食品」、「放射性物質」は20ポイント以上低くなっている。(図15)





※平成30年度は「食品の安全性について、どんな情報を知りたいと思いますか」、平成26年度は「行政が行う食品の安全性に関する「リスクコミュニケーション」で、どのようなテーマを取り上げてもらいたいですか」として設定。「食べものと健康の関係」「正しい情報の選択・情報の読み解き方」「食物アレルギー」は平成30年度のみ設定。また、「食品安全に関する行政の取組」「食品安全に関する事業者の取組」(いずれも非表示)は平成26年度のみ設定

8 用語解説(五十音順)

用語解析的		
	用語	解説

あ行

ISO/IEC17025	試験所及び校正機関が特定の試験又は校正を実施する能力があるものとして認定を受けようとする場合の一般要求事項を規定した国際的な標準規格です。
アナフィラキシーショック	アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーといいます。その中でも血圧が低下して脱力を来すような重篤な場合を、アナフィラキシーショックといいます。
アレルゲン	アレルギー症状を引き起こす原因となる物質のことをいいます。
SNS (エス・エヌ・エス)	Social Networking Serviceの略語。登録された利用者同士が交流できるインターネットによる会員制サービスのこと。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称。2015年9月の国連サミットで決められた、国連に加盟している193の国と地域が、2016年から2030年までの15年間で達成すべき共通目標。貧困、エネルギー、経済など、持続可能な社会の実現に向けた17のゴールと169のターゲットから構成されている。

か行

דויית	
学校給食衛生管理基準	「学校給食衛生管理基準」は、学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準として平成21年3月に文部科学省が制定したものです。(平成21年4月1日施行)都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び学校の設置者が、必要に応じて保健所の協力、助言及び援助を受けつつ、HACCP(危害分析・重要管理点)の考え方に基づき学校給食調理場の施設及び設備、食材の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合には、学校医又は学校薬剤師の協力を得て速やかに改善措置を図ることを前提としています。本基準は「学校給食衛生管理の基準」(平成9年文部省)の内容をふまえ、策定されたものです。
カンピロバクター	わが国で発生している細菌性食中毒の中で近年、発生件数が最も多い食中毒菌で、主に食肉(特に鶏肉)を介した食中毒が問題となっています。潜伏期間が1~7日と長い傾向にあり、少ない菌量でも発症し、主症状は、発熱、倦怠感、頭痛、吐き気、腹痛、下痢(まれに血便)などを引き起こします。
GAP (ギャップ) (農業生産 工程管理)	Good Agricultural Practiceの略語。食品安全、環境保全、労働安全、品質向上など様々な目的で「適切な農業生産を実施すること」。食品の安全性に悪い影響を与える要因(残留農薬、重金属、病原微生物、異物混入など)の影響をできるだけ抑える生産方法をリスト化し、確実に実施・記録し、より適切な生産方法に見直していきます。平成29年に家畜・畜産物が追加されました。
規格基準	食品衛生法に基づき、食品・器具及び容器包装等について、成分規格や製造、加工、 調理及び保存に関する基準を定めたもの。本基準に適合しない食品等は不良品とみなされ、 販売等が禁止されます。
群馬県危機管理大綱	群馬県における危機管理の基本的な考え方を定めています。(平成20年8月施行)
群馬県原木きのこの栽培管理 に関する指導指針	県産きのこの安全を確保するため、生産者や県の役割を示し、生産資材である「原木」や「ほだ木」、発生する「きのこ」の放射性物質検査の実施や、栽培管理方法を定めたものです。
群馬県食中毒対策要綱	食中毒もしくはその疑いのある事件発生時において、原因食品、病因物質、汚染源等を 迅速かつ的確に究明し、事件の拡大・再発を防止するために必要な本県の対策について定 めた要綱で、食中毒の未然防止対策、平常時における準備、食中毒発生時の調査体制、 調査方法、調査結果の検討、関係機関の連携等について定めています。
群馬県食品安全基本条例	食品等の安全確保に関する基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、食品等の安全確保に関する施策や計画の策定などについて定めています。(平成16年4月施行)

用語	解 説
群馬県食品安全県民会議	消費者や生産者、学識経験者など様々な関係者から構成される会議で、食品の「安全の確保」、「安心の提供」に関する意見交換や県などへの提言を行うリスクコミュニケーションの場です。
群馬県食品安全審議会	食品安全基本条例 (平成16年条例第7号) 第18条に規定された機関であり、条例に規定する次の業務を行います。 ・食品安全基本計画の策定に係る諮問に対する答申 (条例第16条関係) ・施策の申出の処理に係る諮問に対する答申 (条例第17条) ・その他重要事項を調査審議するとともに、県に対する建議 (条例第18条関係)
群馬県水道水質管理計画	安全・安心で、より質の高い水道水を将来にわたって県民に供給することを目的に、県内の水道事業者が、県内の実情に即した水道水質管理体制を維持し、水質管理を実施するための指針となるものです。 現行の計画は、令和元年度からの5ヵ年計画で、「水質検査」、「危機管理」、「水質監視」の3つの項目を柱として、県内の水道事業者の達成目標を示しています。
群馬県農薬適正使用条例	正式名称は、「群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例」。県、農薬販売者、農薬使用者の責務ととるべき対応、農産物の安全確認の対応、農薬の適正な販売、使用、管理を確保するための対応などを定めています。(平成14年10月施行)
ぐんま食育応援企業	県の進める「食育」に賛同し、生活習慣病の予防・改善や地産地消の取組、食育イベントへの参加・協力等を行う企業・団体を「ぐんま食育応援企業」として登録しています。
ぐんま食の安全・安心県民 ネットワーク	県民一人ひとりが主体となり、食の安全・安心の確保に取り組む「ぐんま食の安全・安心県民運動」の推進を目的に、平成19年5月に設立された消費者、生産者、事業者などから構成された民間組織です。県と連携を図りながら、リスクコミュニケーション事業などを実施しています。
ゲノム編集技術応用食品	ゲノム編集技術とは、特定の機能を付与することを目的として、染色体上の特定の塩基配列を認識する酵素を用いてその塩基配列上の特定の部位を改変する技術をいいます。ゲノム編集技術応用食品とはゲノム編集技術によって得られた生物等をいいます。
検疫所	国内に流通する輸入食品の安全性を確保するため、輸入食品の審査及び検査を行う等、水際の第一線で輸入食品を監視する重要な役割を担っている厚生労働省が所管する国の機関です。全国32か所の主要な海港・空港において420名の食品衛生監視員を配置(平成30年度現在)し、輸入食品の監視指導を行っています。また、高度な試験検査を行う輸入食品・検疫検査センター(横浜、神戸)を設置し、残留農薬、動物用医薬品等の試験検査体制が整備されています。
健康サポート薬局	かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局のことをいいます。
健康情報ステーション	スーパーマーケット、飲食店、公共施設などで健康づくりの情報提供を行うために、群 馬県食生活改善推進員連絡協議会の協力により設置されています。
健康食品	健康食品と呼ばれるものには、法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指しています。 そのうち、国の制度として認められているものに保健機能食品(「特定保健用食品(トクホ)」、「栄養機能食品」、「機能性表示食品」)があります。
国立保健医療科学院	国立公衆衛生院、国立医療・病院管理研究所及び国立感染症研究所・口腔科学部の一部を統合し、保健医療事業及び生活衛生に関係する職員並びに社会福祉事業に関係する職員等の養成及び訓練、並びにこれらに関係する調査及び研究を行う新たな機関として平成14年4月1日、設置されました。

さ行

収去検査	食品衛生法に基づき保健所等の食品衛生監視員が、流通する食品の安全検査に必要な 最小限の食品を製造所や販売店から無償で提供を受けて行う検査のことをいいます。
消費者庁	消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らせる社会の実現を目指し、消費者行政の司令塔として平成21年9月に設置。消費者事故情報を一元的に集約し、調査・分析、消費者への注意喚起を行うほか、各省庁に対する勧告等を行っています。また、食品事故も含めた消費者被害の拡大防止対策や消費者の商品選択につながる食品表示法などを所管しています。

用語	解説
食の安全情報通信員	県が作成した食品安全情報に関するチラシなどを身近な人たちに配布しながら、口コミ で伝達していただくボランティアのことをいいます。
食の現場公開事業	食品の安全に関わる相互理解や信頼関係の醸成を図るため、群馬県の「食の現場公開 事業」に登録した事業者を消費者が自主的に訪問し、施設見学や意見交換を行う事業です。
食品安全委員会	平成15年7月、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に関するリスク評価を行うために内閣府に設置された機関。食品の健康影響評価を実施し、それに基づいた勧告を行うほか、消費者、食品関連事業者などの関係者相互における幅広い情報や意見の交換、重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応を行います。
食品営業者等	この計画において「食品営業者等」には、食品営業者のほか、学校や病院その他の施設において継続的に不特定もしくは多数の人に食品を提供する人もしくは法人を含みます。
食品衛生監視員	食品衛生法の規定により、医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師等の資格を有する者に対して、厚生労働大臣又は都道府県知事等から任命された者で、食品製造業、食品販売店等に対して、立入検査、監視指導、収去検査を実施しています。
食品衛生監視指導計画	食品衛生法に基づき、都道府県等が流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を 効率的に行うことを目的に地域の実情に合わせ、毎年策定する計画のことをいいます。
食品衛生検査施設の業務管理 (GLP)	Good Laboratory Practiceの略語。検査の管理を徹底し、検査施設における検査結果の信頼性の確保と検査方法の体系化を図るものであり、食品検査施設の設備、試薬等の適正保管・管理、検査項目ごとの標準作業手順、検査精度の管理等について具体的に規定したもの。
食品衛生指導員	営業者の自主管理体制の強化と消費者に対し適切な食品衛生思想の普及を図るため、食品衛生指導員養成講習会を受講し、都道府県等の食品衛生協会長の委嘱を受けた者。地域において営業施設の自主巡回指導、食品衛生責任者の養成及び製品の自主検査の推進、消費者への食品衛生に関する普及啓発等を行っています。
食品衛生推進員	食品衛生法に基づき、飲食店営業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進することを目的として、食品衛生指導員から推薦し、県知事の委嘱を受けた者。地域の食品に関する情報収集及び伝達、営業許可の事前指導、食品衛生行政への協力等を行っています。
食品衛生責任者	営業施設の自主衛生管理を行うために、食品衛生責任者の設置が県条例で義務付けられています。責任者になるには有資格者(調理師、製菓衛生師等)以外は養成講習会を受講する必要があります。
食品衛生法	食品の安全性確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的として制定された法律のことをいいます(昭和22年施行)。
食品等回収情報提供システム	健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品等を速やかに流通から排除し、健康への被害を未然に防止するため、事業者の申し出に応じて県ホームページで自主回収情報を提供する群馬県の制度です(食品等のリコール情報の報告制度が稼働するまでは現行システムで対応予定)。
食品の適正表示推進者	食品を取り扱う事業所において、適正表示に対する自主的な取組の中心的な役割を担う 者。群馬県では、この食品の適正表示推進者の育成を目的として、食品の適正表示推進者 育成講習会を定期的に開催しています。
食品表示法	食品の安全確保及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法、健康増進法のそれぞれに規定されていた食品表示に関する事項を統合した、食品表示に関する包括的かつ一元的な法律のことをいいます(平成27年4月施行)。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のことをいいます。
食物アレルギー	特定の食品を摂取したり、接触したり、吸入したりして起こる、皮膚粘膜・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応のこと。主な原因食品には、卵、乳、小麦、落花生、えび、かに、そばがあります。
飼料安全法 (飼料の安全性の 確保及び品質の改善に関する 法律)	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律です。有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用(家畜等への供与)の禁止、家畜等に飼料供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定しています。

用語	解 説
1/00何生宜世招针	平成29年8月に県内で発生したそうざい店における腸管出血性大腸菌O157食中毒の事例に鑑み、再発防止を目的に、そうざい等を露出陳列して販売する場合の衛生管理のポイントをまとめた指針のことをいいます(平成29年10月に策定)。

た行

大量調理施設衛生管理マニュアル	大規模な調理施設で食中毒などが起きると大事故につながるおそれがあることから、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する大量調理施設を対象として厚生労働省が示した衛生管理の指針。HACCPの概念に基づき食品の取扱い管理について規定しています。
腸管出血性大腸菌O157	大腸菌は、ほとんどのものは無害ですが、一部のものは、人に急性の下痢や胃腸炎等の消化器症状や合併症を引き起こすことがあり、そのうち毒素(ベロ毒素)を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群(HUS)を起こす大腸菌を腸管出血性大腸菌といいます。特に血清型O157:H7菌を腸管出血性大腸菌O157と呼びます。日本では、平成8年に全国で腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件が多発し、社会問題になりました。
TPP (ティーピーピー)11	アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、更には知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定で日本を含む11か国により締結されています。TPPはTrans-Pacific Partnership Agreementの略語。
手引書	事業者団体が、業種別に作成し、厚生労働省が確認後公開したもの。この手引書を参考にすることで、小規模事業者等に適用される「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施することができます。
動物用医薬品	動物の病気の診断、治療又は予防に使用される医薬品(抗生物質や寄生虫駆除剤など)。食品衛生法に基づく残留基準を超える動物用医薬品が残留している食品は、販売禁止などの措置がとられます。
特定給食施設	健康増進法により、「特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもの」として定義された施設。具体的には、学校、病院、福祉施設などで1回100食以上又は1日250食以上の食事を継続的に供給する施設をいいます。
と畜場	と畜場法に基づき、食用に供する目的で獣畜(牛、馬、豚、山羊、羊)をと殺し、又は 解体する施設のことをいいます。

な行

日欧EPA (イーピーエー)	日本と欧州連合(EU)との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された経済連携協定のことをいいます。EPAはEconomic Partnership Agreementの略語。
乳児ボツリヌス症	生後1歳未満の乳児においては、腸内環境が成人とは異なり、腸管内でのボツリヌス菌の定着と増殖が起こりやすいとされます。ボツリヌス菌は、芽胞(がほう)を形成しますが、この芽胞で汚染された食品を乳児が食べると、腸管内で発芽、増殖して、毒素を産生して乳児ボツリヌス症を発症することがあります。症状は、便秘が数日間続き、全身の筋力低下、脱力状態、哺乳力の低下、泣き声が小さくなる、特に、顔面は無表情となり、頸部筋肉の弛緩により頭部を支えられなくなるといった症状を引き起こすことがあります。ほとんどの場合、適切な治療により治癒しますが、まれに亡くなることもあります。
農場HACCP	畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を取り入れ、危害要因(微生物、化学物質、異物など)を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことで、農場段階での危害要因をコントロールする手法です。
農薬管理指導士	農薬販売業者、農薬の使用に関して指導的な立場にある方並びに防除業者及びゴルフ場等の農薬使用者など農薬を取り扱う事業者を対象に、農薬の専門的知識の修得者を県が認定する制度のことをいいます。
農薬事案に係る緊急時対応マ ニュアル	農産物から基準値を超える残留農薬が検出された場合の県の対処のあり方や対応手順を 定めたマニュアルのことをいいます。
農薬適正使用推進員	農薬の専門知識を持ち、適正な農薬の使用と他の農薬使用者への助言等を行う生産者を県が認定する制度のことをいいます。

用語	解 説
ノロウイルス	ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルスで、他の食中毒菌と異なり、食品中では増殖しません。このため、人から排出されたウイルスが、河川を経て海にたどり着き、カキ等の二枚貝の内臓に蓄積されるものと考えられています。ウイルスを取り込んだカキ等の二枚貝を不十分な加熱で食べた場合や、感染者の用便後の手洗い不足等により、ウイルスに汚染された食品を食べた場合などに感染するおそれがあります。なお、感染者の便や吐しゃ物に接触したりすることにより二次感染を起こすこともあります。予防策としては、カキ等の二枚貝は中心まで十分に加熱して食べることや手洗いの徹底等があげられます。

は行

HACCP (ハサップ)	Hazard Analysis and Critical Control Pointの略語で、「危害分析重要管理点」のこと。食品の製造・加工のあらゆる工程で微生物汚染や異物混入等の危害について、あらかじめ調査・分析し、分析結果に基づき、特に重要な管理を行う必要がある工程を重要管理点と定め、これが遵守されているかどうかを継続的に監視・記録し、確認することにより、安全性を確保する衛生管理手法のことをいいます。
フードチェーン	食品の生産から消費に至るまでの食品供給の行程のことをいいます。 食品安全基本法では食品行程の各段階であらゆる要素が食品の安全性に影響を及 ぼすおそれがあると考え、各段階で必要な処置が適切に講じられるべきとしていま す。
フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で 提供する団体や活動のことをいいます。
ポジティブリスト制度	原則として全てを禁止し、禁止していないものを例外的にリスト化する制度のこと。食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品については、平成18年にポジティブリスト制度が導入され、残留基準が設定されていない農薬等が一定量(0.01ppm)を超えて含まれる食品は販売禁止等の措置がとられます。 また、平成30年6月の食品衛生法の改正により、食品用器具・容器包装についてもポジティブリスト制度が導入され、令和2年6月から施行されます。

ま行

無承認無許可医薬品	医薬品は、原則的にそのものが医薬品として適正なものであるか審査を受け、品
	目ごとに「承認」を取得し、更に、製造所ごとに「製造許可」を得なければ製造で
	きません。これら「承認と許可」を受けず「あたかも医薬品のごとく」流通している
	ものを「無承認無許可医薬品」と称します。

ら行

リスクコミュニケーション	食品の安全性について理解を深めるため、消費者、事業者、行政担当者などの
	関係者の間で情報や意見をお互いに交換するもの。一般には、関係者が会場など
	に集まって行う意見交換会など、双方向性のあるものですが、広い意味では、ホー
	ムページを通じた情報発信などの一方向的なものもリスクコミュニケーションの取組
	に含まれます。

詳細情報はこちらのコードをご利用ください。

正しく知ってる? 食物アレルギー



しってる?食物アレルギー





わかる!役立つ!食品表示



中小事業者向け 食品表示の手引き

ぐんま食の安全・安心 インフォメーション



ぐんま食の安全情報 (Facebook)



P60

食の安心ほっとダイヤル



ぐんま食の安全情報

ぐんま知っ得食品表示



ぐんまの食品安全 データブック





食品等自主回収情報



ググっと役立つ食品表示ガイド

食の現場公開事業



食品の安全等に関する 県民意識調査



◆組織改正により、令和2年4月から本計画に記載のある以下の所属は名称が変わります。

危機管理室 → 危機管理課

子育て・青少年課 → 私学・子育て支援課

児童福祉課 → 児童福祉・青少年課

林業振興課 きのこ普及室 → 林業振興課 きのこ・林業担い手室

商政課 → 経営支援課

工業振興課 → 地域企業支援課

観光物産課 → 観光魅力創出課

群馬県食品安全基本計画 2020-2024 令和 2 年 3 月



群馬県健康福祉部食品•生活衛生課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 電話:027-226-2423 FAX:027-243-3426 E-mail:shokuseika@pref.gunma.lg.jp

